

(第1号様式の2)表

年 月 日

誓 約 書

墨田区長 あて

申込人 住 所
氏 名

印

私は、墨田区住宅修築資金融資あっせんの申込みに
当たり、裏面の事項を遵守します。

なお、この遵守事項に反したときは、この融資の
あっせんの取消し又は融資契約の解除を行われても
異議申立てはしません。

(第 1 号様式の 2) 裏

- 1 偽り、その他不正な手段を取らないこと。
- 2 正当な理由がなく、工事に着手しない時期が融資あっせん結果通知後 1 か月を超えないこと。
- 3 正当な理由がなく、取扱金融機関との融資契約を締結しない時期が、工事完了確認後 1 か月を超えないこと。
- 4 修築等を行った住宅を、融資を受けた資金の償還完了前に他人に譲渡し、又は目的以外の用途に供さないこと。
- 5 正当な理由がなく、工事を著しく遅延させないこと。
- 6 割賦金の償還及び利子の支払を怠らないこと。
- 7 区長及び取扱金融機関がこの融資に係る調査を行うときは、これに協力すること。
- 8 借受人又は借受人の相続人は、次の各号のいずれかに該当した場合には、区長又は取扱金融機関に対し報告すること。
 - (1) 借受人が死亡した場合
 - (2) 借受人が住宅を変更した場合
 - (3) 不慮の事故等が発生した場合
 - (4) この融資を受けて修築等を行った住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合